

福島県水産業振興審議会公募委員選考要領

1 目的

福島県水産業振興審議会の公募委員の選考に関する事務については、「福島県水産業振興審議会公募委員募集要項」（令和7年7月16日制定）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

2 選考委員

審議会の公募委員選考委員（以下「選考委員」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、選考当日都合により出席できない場合は、当該委員が指名する代理者が当該委員に代わって出席できるものとする。

(1) 1次選考

農林水産部技監
農林水産部政策監
農林水産部次長（生産流通担当）
水産課長

(2) 2次選考

農林水産部技監
農林水産部次長（生産流通担当）
水産課長

3 1次選考

(1) 選考委員に、応募者に関する資料一式（応募申込書兼履歴書、作文「テーマ：「本県水産業の復興に向けて考えること」及び本資料」）を配布する。

(2) 「福島県水産業振興審議会公募委員第1次選考表」（別紙1）により評価を行う。

ア 評価項目

- (ア) 応募動機が適切で、委員としての意欲、熱意があるか。
- (イ) 作文のテーマと内容が適合しているか。
- (ウ) 作文の内容が論理的か。
- (エ) 作文の内容に偏りがないか、適性が感じられるか。

イ 選考表の記入方法と採点の方法等

- (ア) 評価項目ごとに5段階で評価を行い、該当する番号の1つに○をつける。
- (イ) 5段階に評価された結果を1次選考表に示された配点に換算して集計する。

(満点100点)

(3) 選考委員は、1次選考表を事務局（水産課）に提出する。

(4) 2次選考の対象者数は、選考委員により合議で決定する。

(5) 1次選考の結果を2次選考前までに速やかに応募者全員に通知する。

なお、2次選考を行う者については、2次選考の日程を併せて通知するものとする。

4 2次選考

- (1) 「福島県水産業振興審議会公募委員第2次選考表」(別紙2)により面接及び評価を行う。
- (2) 面接時間は、応募者1名当たりおおむね15分とし、質問は各選考委員とも2～3問程度(委員1名当たりの持ち時間は通算5分程度)とし、以下の項目について審査する。
 - ア 評価項目
 - (ア) 水産業に対する関心、知識があるか。
 - (イ) 委員として意見や考え方を進んで述べる意欲や情熱はあるか。
 - (ウ) 質問に対する応答が論理的か。
 - (エ) 協調性があるか、また、偏りのない公平な視点を有するか。
 - イ 選考表の記入方法と採点の方法等
 - (ア) 評価項目ごとに5段階で評価を行い、該当する番号の1つに○をつける。
 - (イ) 5段階に評価された結果を2次選考表に示された配点に換算して集計する。
(満点100点)

5 選考方法

- (1) 選考
 - 1次選考の各評価者の平均点数と2次選考の各評価者の平均点数を合計し、100点以上(満点200点)となる候補者にのみ、選考を行う。
 - 2次選考表の点数を参考に総合的に判断し、選考委員の合議により行う。
- (2) 選考にあたっての留意事項
 - 選考委員は、応募者のプライバシー保護には十分注意を払うものとする。
 - また、面接にあたっては、差別につながるおそれがある質問をしないよう十分注意するものとする。

6 広報及び公募期間について

- (1) 広報
 - 次の方法により周知するものとする。
 - ア 県庁舎、合同庁舎での掲示、配布
 - イ 市町村、関係団体等へチラシの配布
 - ウ 県ホームページ等への掲載
 - エ 県政記者クラブへの情報提供
- (2) 公募期間
 - 公募期間は、8月1日(金)～8月29日(金)までとする。

7 その他

今回の公募に係る応募申込書等の提出資料、1次及び2次選考の内容等については、非公開とする。なお、自己の選考結果について、応募者本人より開示の請求があった場合は、身分証等により本人確認の上、水産課において情報提供する(個人情報保護に関する法律69条第2項第1号)。提供する情報は、本人の平均点数の合計及び順位とする。

附則

この要領は令和7年7月16日から施行する。